

★西尾市に暴風警報が発令された場合

1 登校前

- (1) 午前6時以前に解除された場合は、**平常通り授業**を行う。

授業の開始時刻は午前8時15分とする。

弁当持参の指示が出ている場合は、弁当を持って登校する。

- ※ 午前6時以前に解除されても、保護者が危険と判断するような場合は、学校に連絡を入れ、自宅待機とし、安全が確認できてから登校する。

- (2) 午前6時に解除されない場合は、当日の授業を行わず、**自宅学習**とする。

- ◎ 警報の解除時刻にかかわらず、危険な状況であると学校教育課が判断した場合は、その時点で全校休校の指示をすることもある。

2 登校後

保護者の迎えによる引き取り下校を原則とする。ただし、保護者が都合で来られない場合は親戚、知人に依頼をする。児童だけで帰宅させることは、原則としてしない。

- ※ 児童が家に入れなかったり、家で一人になったりする可能性があるため。

★南海トラフ地震臨時情報について

【南海トラフ地震臨時情報とは】

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ地震の特徴に注目したもので、南海トラフ地震の発生の可能性が高まった場合に、気象庁から発表される情報。

南海トラフ地震臨時情報発表時には下記のようにキーワードを付して発表される。情報の種類や発表条件は以下のとおり。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合等

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合（一部割れケース）

プレート境界で、通常と異なる「ゆっくりすべり」が観測された場合

4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない場合

★巨大地震警戒、巨大地震注意が発表された場合 ※巨大地震が発生した場合

1 学校の教育活動中

安全確保のため児童全員を学校で待機させ、保護者に迎えを依頼する。

2 登下校中

原則として、下の地図の①～⑨よりも学校の近くにいる場合は、学校へ避難する。

ただし、帰宅場所によって、帰った方が安全だと判断した場合は自宅へ、学校に避難した方が安全だと判断した場合は、学校へ避難する。登校中は班長が、下校中は各自で判断する。地区担当教員が誘導に向かう。



- ① 高落
新村
東浅井
西浅井宮下
西浅井
- ② 小島住宅
- ③ 小島
- ④ 江原
和気
大和田
高河原
- ⑤ 岡島
- ⑥⑦ 下永良
- ⑧ 上永良
つくしが丘
- ⑨ 上永良
貝吹
下羽角
上羽角

3 在宅時

各家庭で安全策をとり、登校させない。

4 調査終了が発表され、大きな余震が起きる可能性が少ない場合

- (1) 午前6時以前に発表された場合は、平常通り授業を行う。ただし、保護者が危険と判断する場合は学校に連絡後自宅待機とし、安全が確認できてから登校する。
- (2) 午前6時より後に発表された場合は、当日の授業を行わず、自宅学習とする。

★西尾市に特別警報が発令された場合

上記の暴風警報発令時に準ずる。

★児童が安全に登校できると判断したら、すぐ一斉で登校可のメールを配信する。それまでは自宅待機とする。